

令和七年

鹿児島県議会

# 決算特別委員会会議録

## 第六号

(警察本部)

一、委員会を開催した年月日、場所

令和七年十月十四日(火曜日)

産業経済委員会室

二、出席した委員の氏名

永井 章義	委員長
森 昭男	副委員長
いぬぶし 浩幸	委員
元山 ひさや	〃
小川 みさ子	〃
岩重 あや	〃
しらいし 誠	〃
田畑 浩一郎	〃
大久保 博文	〃
柳 誠子	〃
藤崎 剛	〃
田之上 耕三	〃

三、欠席した委員の氏名

前野 義春 委員

四、出席した委員外議員の氏名

なし

五、鹿児島県議会委員会条例第十九条による出席者

警察本部

岩瀬 聡	本部長
安達 裕也	警務部長
上村 国彦	生活安全部長
鶴田 忍	刑事部長
岩城 孝志	交通部長
濱田 忠広	警備部長
中島 和幸	警務部参事官兼首席監察官
大山 勇二	警務部参事官
九万田 信行	警務部参事官
木ノ上 勇侍	警備部参事官
谷口 真二	警務課長
肥後 宗孝	総務課長
日高 住哉	会計課長
玉利 哲彦	監察課長
末廣 政春	生活安全企画課長
樋脇 秋廣	地域課長
二俣 千利	人身安全・少年課長

春田 和弘 生活環境課長  
 太良木 覚 サイバー犯罪対策課長

岩下 文之 刑事企画課長

森野 青 捜査第二課長

前田 謙一 組織犯罪対策課長

持留 道男 交通企画課長

福丸 竜市 交通指導課長

木下 雄一 交通規制課長

坂下 貢一 免許管理課長

益満 秀 免許試験課長

外園 智行 警備課長

#### 議事事務局

加松 和将 主幹兼委員会第一係長  
 山本 絵美 委員会第二係長

#### 六、会議に付した事件

##### (一) 議案

議案第八六号 令和六年度鹿児島県歳入歳出決算について認定を求め  
 る件

#### 七、審査経過

.....  
 午前十時 二分再開  
 .....

○永井委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開  
 会いたします。

本日は、警察本部、土木部の審査であります。

ただいまから、警察本部の審査を行います。

初めに、警察本部長の総括説明をお願いします。

○岩瀬警察本部長 私から、令和六年における本県警察の運営概況及び主要施策  
 の成果について資料に基づいてご説明いたします。

まず、会計課長から説明がありましたとおり、主要施策の成果に関する調査に  
 訂正がございましたことにつきまして、お詫び申し上げます。大変申し訳ありま  
 せんでした。

今後は、これまで以上にチェックを強化しまして、このような誤りを起こすこ  
 とがないように取り組んでまいります。

それでは、令和六年鹿児島県警察運営概況の一ページ、令和六年運営指針及び  
 運営重点をご覧いただけますでしょうか。

本県警察におきましては、県公安委員会から大綱方針として示された運営指針  
 である鹿児島の変化を意識した警察活動の推進及び五つの運営重点にのっとり、  
 県民の皆様が安全に安心して暮らせる鹿児島を目指して組織運営に取り組んだ  
 ところであります。

令和六年中の主要統計については、二ページ以降に記載がございますが、ここ  
 では主なものについてご説明いたします。

まず二ページであります。県内の犯罪情勢であります。

刑法犯認知件数が令和三年に約四千六百件だったところ、その後増加に転じ、  
 令和六年中は七千三百六十六件となっております。

特に近年、被害が深刻となっている、うそ電話詐欺事件であります。三ペー  
 ジに統計がございますが、令和六年の認知件数が二百三十七件、被害総額が約六  
 億五千三百万円となっております。

また、SNS型投資・ロマンス詐欺につきましては、認知件数百九十三件、被  
 害総額約十四億二千七百万円となっております。

県警察では、こうしたうそ電話詐欺などの増加に歯止めをかけ、被害を減少さ  
 せるために、部門や所属の垣根を越えた検挙対策に加え、手口や被害状況に関す  
 る情報発信を強化するなど、抑止対策を推進しているところでございます。

次に、交通情勢についてご説明いたします。

六ページをご覧ください。

交通事故発生件数は近年減少傾向にありまして、令和六年の発生件数は二千八

百七十一件と前年比で九十四件減少しましたが、死者数につきましては五十三人と前年比プラス十三人と増加に転じております。

また六十五歳以上の高齢者の死者数は三十二人で、死者全体の約六割を占めているところであります。

このような情勢を踏まえまして、県警察では、高齢者などを守るための交通秩序の形成を運営重点に掲げ、取組を推進しているところであります。

次に、令和六年度中の主要施策の成果につきまして、主要施策の成果に関する調書によりご説明いたします。

三ページをご覧ください。

五の(一)の地球環境を守る脱炭素社会づくりの県庁舎空調設備更新事業につきましては、警察本部庁舎内の空調設備が設置後二十五年以上経過し、老朽化していることから、電気・ガス使用量の低減を図るため、空調自動制御設備の更新を行ったものであります。

次に、四ページをご覧ください。

六の(一)の強靱な県土づくりと危機管理体制の強化の災害警備対策等推進事業につきましては、災害等装備資機材や、災害用非常食を整備するとともに、県内各地において消防や自衛隊等の関係機関と合同で防災訓練を行い、対処能力の向上を図ったものであります。

五ページ以降は、(二)の、どこよりも安全で安心して暮らせる地域社会づくりに関する施策の成果であります。

このうち幾つかご説明いたしますが、五ページの小さい(一)の交通安全施設等整備事業におきましては、交通信号機LED化や横断歩道の整備等、交通安全施設の整備を推進し、安全で快適な交通環境の維持を図ったほか、六ページの小さい(二)の、自主防犯活動推進事業におきましては、地凶犯罪情報提供システムをリニューアルし、新たに交通事故情報の提供を開始したほか、防犯ボランティア団体への活動支援を実施するなど、地域住民の防犯意識の向上などを図っているところでございます。

それから最後十二ページになりますけれども(十一)にあります、鹿児島県警察・改革推進事業につきましては、令和六年九月補正予算により措置していただ

いたものであります。

県警察におきましては、昨年八月に取りまとめた再発防止対策を着実に進めることとしており、各分野の有識者をお招きし、改革推進委員会における議論の支援や職員への講話をいただいたほか、県下全警察署に対し、県部長による巡回指導を実施しているところであります。

今後も引き続き、職員が一丸となって取組を進めてまいります。

以上が、令和六年における運営状況及び主要施策の成果であります。よろしくお願いたします。

○永井委員長 次に、会計課長の説明を求めます。

○日高会計課長 令和六年度の警察本部の歳入・歳出に係る決算につきまして、審査説明資料によりご説明いたします。

まず、歳入関係の主なものについてご説明いたしますので、三ページをご覧ください。

三ページ左上段の一、歳入説明の科目八の一の一に記載しております総務使用料から順にご説明いたします。

初めに、総務使用料についてですが、これは、交通安全教育センターや警察署などの敷地及び建物の一部を他の者に使用許可していることに伴う使用料であります。

その下段にあります警察手数料は、自動車保管場所証明通知等手数料などであり

ます。警察費国庫補助金は、県警察に要する経費について、国がその一部または全部を補助するものであります。

財産貸付収入は、警察署などに自動販売機や電柱などを設置させる際の貸付料物品売り払い収入は不要物品などの売却収入であります。

次に、延滞金及び放置違反金は、放置違反金制度により、放置駐車違反者が警察署などに出頭しない場合に、違反車両の使用上の責任が追及され、その違反金が納付されたもの及びその納付が納付期限から遅延した際の延滞金であります。

雑入は職員住宅の入居料、落とし物の引き取り期間が満了となった場合に、県

に帰属することとなる遺失物の期満後収入。留置に要する費用を国から受入れる被留置者の償還費用などであります。

次に、過年度収入は、交通信号機を損壊した事案の修理代金などと、先ほど申しました放置違反金に関して、年度をまたいで納入を受けたものなどであります。過年度分の収入未済につきましては、次の四ページから五ページの付表、過年度分収入未済額調べのとおりでありまして、当該年度ごとに収入未済の内容及び収入未済額の処理状況を記載しております。

合計額は五ページの最下段に記載してありますとおり、調定額千二十万九千六百八十八円、三百二十一件のうち、収入済み額が百五十三万八千百円、百八件。不納欠損額が十五万千六百円、二十一件であり、収入未済の残額となる八百五十一万九千九百八十八円、百九十二件を本年度へ繰り越しております。不納欠損処理した二十一件につきましては、死亡や財産不明等により徴収し得なくなったものであります。

次に、歳出関係についてご説明いたします。

六ページをご覧ください。

警察費のうち項の科目である警察管理費について、その主なものをご説明いたします。

まず、一、公安委員会費は、鹿児島県公安委員会の運営に要する経費であります。

次に、二、警察本部費のうち、警察職員給与関係費は、職員の給料、職員手当などでありまして、不用額は給料や退職手当の実績による残などであります。

また、警察職員庁用費は庁舎の維持管理、警察官の被服購入などの警察一般行政の管理運営に要した経費でありまして、不用額は赴任旅費などの残であります。次に、三、装備費は、警察の車両、船舶及びヘリコプターの維持管理などに要した経費でありまして、不用額は、車両、ヘリコプター等燃料費などの残であります。

次に、四、警察施設費のうち、警察施設整備事業費は、警察署、駐在所などの整備に要した経費でありまして、不用額は、警察施設整備に係る工事請負費などの残であります。

五、運転免許費は、運転免許試験の実施、運転免許証の交付。更新時講習等、運転免許関係事務の推進に要した経費でありまして、不用額は運転免許関係講習手数料などの残であります。

六、恩給及び退職年金費は、恩給法に基づく扶助料であります。続いて七ページをご覧ください。

警察活動費について、その主なものをご説明いたします。

まず、一、一般警察活動費のうち、その下段の一般警察活動費は、各種警察活動に必要な旅費、電話回線の使用料などであり、不用額は、ヘリコプターテレビ伝送システム更新に係る工事請負費などの残であります。

次に、二、刑事警察費のうち、下段の刑事警察費は、各種犯罪捜査に必要な捜査資機材の整備、維持管理など、刑事警察活動の推進に要した経費でありまして、不用額は、操作機器借上げに係る使用料及び賃借料などの残であります。

次に、三、交通指導取り締まり費のうち、下段の交通指導取締費は、悪質な交通違反等の指導取り締まりなどに要した経費でありまして、不用額は、道路使用許可調査事務委託料などの残であります。

また、交通安全保持費は、交通信号機の整備などに要した経費でありまして、不用額は、交通信号機関係委託料などの残であります。

次に、十一、災害復旧費のうち、八、警察施設災害復旧費は、令和六年に発生した台風十号などにより損壊した警察施設及び交通安全施設の復旧に要した経費であります。

次に、二、総務費のうち、十三、諸費は収入証紙による過誤納額について、払い戻しをしたもので、総務部財政課において予算を計上しているものであります。次に、七、商工費のうち、二、中小企業振興費は、県内の中小企業等が開発した製品等について、県の機関が試験的に発注し、販路の開拓等を支援するトライアル発注のため、産業立地課から移し替えを受けたものであります。

以上、これらの警察活動に要した令和六年度の警察費と災害復旧費を合わせた決算額は、三百八十億八千四百八十一万四千八百六十九円であり、予算現額に対する不用額は五億七千三百三十七万二千三百三十一円となっております。

次に、八ページをご覧ください。

公有財産のうち、行政財産について、主なものをご説明いたします。  
八ページ中段、行政財産の建物の増は伊佐湧水警察署道場車庫新築に係る面積増などであります。

次に、行政財産の建物の減は、鹿屋警察署單車置き場ほか四件の取り壊しや、永吉待機宿舎の財産活用対策室への所管換え渡しに伴う面積減であります。

次に、九ページをご覧ください。

公有財産のうち、普通財産について主なものをご説明いたします。

九ページ上段、普通財産の土地の減は、永吉待機宿舎敷地の財産活用対策室への所管換え渡しに伴う面積減であります。

その下段にあります、建物の減は、日置警察署の職員宿舎一棟の解体、職員公舎一棟を日置市への譲与などに伴う面積減であります。

最下段の出資による権利は、これまでに公益財団法人鹿児島県防犯協会へ千萬元、公益財団法人鹿児島県暴力追放運動推進センターへ四億八千八百万円を出捐しているものであります。

次に、十ページをご覧ください。

令和五年度及び令和六年度の事務に係る監査委員の指摘事項に対する処理説明につきましては、両年度とも監査の指摘事項はありませんでした。

次に、十ページ、十一ページをご覧ください。

前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明についてご説明いたします。

要望事項の一点目は、十ページ下段の、一、一般会計及び特別会計ともに、歳入の確保、負担の公平の観点から、次の取組を一層強化することであり、その一が（一）未収債権の解消と新規発生の防止、その二が十一ページ中段に記載している、（二）県有財産の有効活用についてであります。

まず、（一）の未収債権の解消と新規発生の防止についてであります。十ページから十一ページのアからクに記載のとおり、警察本部の未収債権は、アとエの交通信号機注損壊に係る賠償金、イの放置違反金の未納分、ウとカの留置施設等損壊に係る賠償金、オの保護室等損壊に伴う賠償金、キの正面玄関扉等損壊に伴う賠償金、クの給食業務委託契約解除に伴う違約金であります。

未収債権の解消に向けた取組について、順次ご説明いたします。

交通信号機柱損壊に係る賠償金につきましては、令和六年度中に債務者に対して、電話や面接による督促を実施した結果、一万円の納入を受けております。

イの放置違反金につきましては、令和元年度以降、当該年度内に納められなかったことに発生したものであり、令和六年度は、債権管理マニュアルに基づく督促や催告、鹿児島運輸支局と連携した車検拒否の他、滞納処分を実施しているところであり、本年三月には、県警で初めての現金差し押さえを実施するなどして、百十四万八千二百円を解消しております。

ウの留置施設損壊に伴う賠償金につきましては、継続して督促を行っているものの、令和六年度中の納入はありませんでした。

エの交通信号機柱損壊に伴う賠償金につきましては、令和六年度中に債務者に対して継続的な督促を実施した結果、二万四千円の納入を受けております。

オの保護室等損壊に伴う賠償金につきましては、令和六年度中に債務者に対して継続的に督促を実施した結果、三万六千円の納入を受けております。

カの留置施設等損壊に伴う賠償金につきましては、服役中であつた債務者が出所後、全額を収納し、令和六年度中に解消しました。

キの正面玄関扉等損壊に伴う賠償金につきましては、示談通り返還がなされ、令和六年度中に二万四千円の納入を受けております。

クの給食業務委託契約解除に伴う違約金につきましては、納入義務者が破産手続を行っており、債権者集会が最終するまでは、支払いの結論が出ない旨の回答を得ており、引き続き動向を注視することとしております。

いずれの未収債権も、電話や戸別訪問等による納付催促活動を粘り強く行うとともに、滞納されている方に対しては、滞納処分を積極的に行い、未収債権の早期回収を図ることとしております。

次に、（二）の県有財産の有効活用につきましては、令和六年度中は旧警察学校跡地北側通路の一部一件を売却しており、売却額は七百八十万円となっております。

未利用財産につきましては、今後とも県と連携して、積極的に売却に付するなどの対策を講じてまいります。

次に、二点目の要望事項である二、県有施設等については、計画的な修繕及び

維持管理を推進し、施設の特性に応じた更新、長寿命化を図ることについてであります。

警察施設についても、県の施設同様、鹿児島県公共施設等総合管理計画の個別計画である警察本部所管の施設総合管理計画に基づき、不要となる施設の集約化や除去等により、保有施設の適正化を図るとともに、老朽化した警察施設の長寿命化に資する予防保全的管理を行うこととしております。

令和六年度においては、先ほども説明いたしましたとおり、日置警察署の職員宿舍一棟の取り壊し、職員公舎一棟を日置市へ譲渡するなどして、保有総量の縮小を図ったほか、維持管理費、修繕費用として、二億九千七百六十九万七千円。改修費用として三億千七百二十七万九千円を支出しております。

今後、県関係機関、地元自治体等と連携の上、利用方法や処分方法を検討するなど、県有財産の有効活用を図ってまいります。

次に、十二ページをご覧ください。

三点目の要望事項である三、歳出予算については、授業料等の早期の把握に努め、的確な事業計画等に基づき執行すること。

また、事業計画の変更等に伴う予算残額は、補正予算で減額するなど、決算不用額の縮小に努めることについてであります。

その右側、三に記載のとおり、令和六年度の決算不用額が千万円以上かつ予算現額に対する割合が二〇%以上の事業はありませんでした。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 ただいま警察本部長及び会計課長から、決算内容について、一括して説明を受けましたが、質疑に対する答弁は、関係部課長等に求めますので、御了承をお願いします。

質疑に当たりましては、資料名、該当ページ、事業名等も併せて、お知らせくださるようお願いいたします。

それでは、質疑をお願いいたします。

○田之上委員 主要施策の成果に関する調査の五ページについてお尋ねいたします。

予算と決算を見ますと、ほとんど一〇〇%近く、九九・八%ぐらいの執行

率であるようではありますが、まず、横断歩道と道路標示の実績をお示しいただきたいと思えます。

○木下交通規制課長 五ページの交通安全保持費の標識表示についてご説明いたします。

まず、令和六年度中、横断歩道の補修につきましては、千三百七十五か所、執行額につきましては、約一億円です。

実線表示につきましては、これは追い越し禁止箇所などになりますけれども、これにつきましては、四六・一キロメートル、執行額につきましては、約三千八百万円。

図示、これは横断歩道の予告標示等になりますが、千九百か所、執行額については、約二千七百万円となっております。

○田之上委員 保守の実績をお示いただきましたが、当然各所から要望を取り、あるいは県民からの要望で対処されていると思えますが、各所からの要望は一〇〇%消化されたのか、あるいは県民からの要望はこれで十分だったのか、お示しいただきたいと思えます。

○木下交通規制課長 まず、横断歩道補修に関する要望等についてご説明申し上げます。

横断歩道の補修要望につきましては、令和六年度中は三百十件ほどありました。これにつきましては、すべてが解消されているわけではございません。

この三百十件のうち、補修程度をランク分けいたしましたして極めて摩耗度合いが激しいところについては優先しております。

なお、この補修の中にも、そこまで薄くないというのも多少ありますので、それに関しては次年度に持ち越すような形をとっております。

なお、学校周辺の通学路や摩耗の著しい箇所につきましては、必要性を見極めて優先的に対応してるところでございます。

○田之上委員 今答弁いただきましたが、要望の一〇〇%ではないという答弁でありました。

そうすると、令和六年度の積み残しというのが、当然あると理解いたしますが、令和七年度の当初予算を見ますと、予算は当然増えているようではありますが、

県民の要望を叶えられるような予算であると認識すればよろしいですか。

○木下交通規制課長 たいま委員のご指摘のとおり、令和六年度中の話をいたしますと、予算に関して執行量が少ないかと思われませんが、本年度につきましては、増額予算が示されたところでございます。

その対応としましては、本年度の目標につきましては、横断歩道の補修二千二百か所を目標としております。

なお、随時、工事のための入札をしております、入札の契約待ち状況も含めまして、現在のところほぼ目標の数量に至っていると考えております。

昨年以上の要望等には応えられていると考えております。

○田之上委員 要望は叶えられると答弁いただきましたので、了といたします。以上で、終わります。

○田畑委員 関連で同じ場所ですけれども、信号機のLED化についてお尋ねしますけれども、現在、LED化への更新状況は何%ぐらいなんですかね。

○木下交通規制課長 信号機のLED化の整備状況についてご説明いたします。

令和六年度末の数字につきましては、全灯器数は県下で約三万三千灯あります。それに伴いましてLED灯器数に関しては、約二万五千灯をLED化しております。ですので、パーセントで言いますと約七五・六%がLED化しております。

なお、本年度、令和七年度の整備計画としましては、約八五・九%までLED化信号機を整備する状況でございます。

○田畑委員 わかりました。

それとその下、信号機の新設なんですけど、これは新しい道路ができたから新設できたのか否かについて教えてください。

○木下交通規制課長 信号機の新設についてご説明いたします。

令和六年度中は三基の信号機の新設をしております。道路の新設に伴いますのは一基になります。

その一基につきましては、大隅半島の都城志布志道路の延伸に伴います箇所につきまして、信号機一機を新設している状況です。

○田畑委員 道路新設のときに土木部としっかりと協議がなされていたのか。

これだけ予算も大変な中で、信号機を設置しなくてもいいような建設ができた

のであれば、最初で協議ができておけば、県警の予算も使わなくて済んだわけですから。

これについて、しっかりと土木部と協議した上で、もういたし方なく、信号機設置は必要だということになったのかどうか教えてください。

○木下交通規制課長 新設一基の信号機の必要性ですけれども、場所が都城志布志道路の志布志市内の延伸箇所になります。

これにつきましては、自動車専用道路と一般道路が交わる箇所になっておりまして、この道路の協議に関しては、数年かけて行ったところでございます。

これに関しましては、現場交通量や必要性について十分判断した上で、設置したところでございます。(後ほど「一般道路と既設道路が交わる」ところの設置となります。)との訂正発言があります。

○田畑委員 わかりました。

それと、説明書の三ページの職員住宅についてお伺いしたいと思います。

入居料が入っていますけれども、この入居料は何軒分なのか。設備的にはどうなっているのか。エアコンや冷蔵庫の設置状況など、その辺なんかも含めて、この入居料は何軒分なのか説明いただきたいと思えます。

○日高会計課長 職員住宅につきましては、一棟分の公舎もありますし、集合住宅もございます。

令和六年度末の入居状況ですけれども大体入居率が七八%ございまして、集合住宅の入居可能戸数というのが千百二十三戸、それから一戸建公舎が八十六戸ありまして合計千二百九戸ございますけれども、その中で入居戸数というのが、集合住宅の戸数及び一戸建を合わせまして九百四十二戸、九百四十二世帯入居しておりますので、その方々の入居料ということになります。

設備につきましては、基本的にはエアコンなどは本人負担で付けていただいております。

必要な電気、ガス、水道の配管配線はしておりますけれども、中で使う、例えばガスコンロやエアコン等については、基本個人がつけることになっております。

一部、独身・単身者向けの寮につきましては、ガスコンロ等が備え付けてあるものもありますけれども、基本的には本人につけていただくことが多い実情であ

ります。

○田畑委員 わかりました。

入居が少ないつちゅうのも一つは、やはりその設備なんかが整っていないつちゅうか、個人負担つちゅうのも結構大変なのかなという話も聞きます。

特に今、警察署の地元に住まいを持たずに通勤する方も結構多いんじゃないですか。やはり引越しが大変みたいなこと。冷蔵庫やクーラーなんかも設置されておけば住みやすいみたいという話も聞いたりするんですね。

入居率も悪いわけですから、その辺も考えた上で、そういう形でいただければ、今度は地域に住んでいただけるつちゅうこともまた、県民の皆さんの安心安全にも繋がると思いますから、できるだけそういう、警察署付近に住めるような環境を作っていただきたいなど、これは今後のまた予算で要望しておきます。以上です。

○岩重委員 三点伺いたい。

それぞれ警察施設補修事業費と高齢者対策事業費と令和四年の正面玄関の修繕について、三点お伺いしたいと思います。

審査説明資料が六ページ、成果調書が三ページです。

二十五年以上の空調を更新したということであるんですけども、今、二十五年以上経っている空調、更新予定のところは幾つぐらいあるんでしょうか。

○日高会計課長 今、そちらに記載しております二十五年以上というのは、警察本部庁舎の整備事業を行っておりますので、警察本部庁舎に限った記載でございます。

○岩重委員 わかりました。

この更新が終わって、もうこれで警察本部庁舎の整備は完了ということですね。

○日高会計課長 記載の警察本部庁舎の整備につきましては、先ほどおっしゃったように、二十五年以上経過しておりますので、令和六年度の単年度事業ではございませんで、平成三十年度から令和十年度までの計画により、空調設備の更新を行っているところでございます。

令和六年度は、空調自動制御設備の更新を行っており、これは令和五年度と六年度の二か年で実施しております。

空調設備については、冷却塔などのいろいろな設備がございますけれども、それについては一旦終了し、今後は、冷却用に使われる水蓄熱ユニットという、蓄熱層に氷を作り、その氷を溶かして冷水を作る装置の更新が残っておりますので、それを現段階では、令和九年度、十年度でそれぞれ実施する計画となっております。

○岩重委員 わかりました。

資料の六ページを見ると執行率が八六%ということで不用額が出ていたこと、ということとは令和九年度、十年度にまた別途工事をするということで理解しました。

続きまして、資料の七ページ、調書の九ページで高齢者対策事業のところ。出前型の交通安全教育が令和六年中に百八十七回、交通者の高齢者の交通安全教室・講話が二百六十八回とあるんですけども、地域別のデータがありません。○持留交通企画課長 地域別の回数等につきましては、今、手元にはございません。

基本的にこの出前型交通安全教育や交通安全教室等は、警察署が吸い上げた要望や交通企画課に対する要望など、そういったものを踏まえた総数になっております。

細かい部分については持ち合わせておりません。

○岩重委員 わかりました。

聞いた意図というのが例えば地域別に偏りがあつたりしないかなというのを気にしたところでした。

例えば大隅地域と南薩地域では、例えば、人口的には南薩が多いけれども、回数は大隅が多い、例えば極端に一つの地域で少なかったりということがあつたりするのかなというところも少々危惧したものですから聞いたところです。

今後もし統計的なものが取れましたら、またぜひお聞かせいただきたいと思っております。

では確認ですが、本当に全体の回数のみということ、間違いないでしょうか。○持留交通企画課長 そのとおりでございます。

○岩重委員 わかりました。では、今のは要望でとどめておきます。

最後に一点、資料の五ページ、十一ページのキの部分ですね。

正面玄関のところの修繕ということで三百四十六万円を偶数月に四千円ずつ返済となっているんですが、計算すると百四十四年かかるんですけども、どういった計画になっているのか教えてください。

○日高会計課長 まず、簡単に事案を紹介させていただきます。

発生が令和四年十二月四日でございます。確かに毎月の返済額からいきますと長期間を要するところではございますけれども、この事案につきましては、示談により、一回につき四千円以上を返済することということになっているところですよ。

理由としましては、債務者が無職でありまして、若干の障害年金を受けて生活しているということで、現時点での返済能力はないということがございます。

実父も同じように返済能力に乏しいことから、毎回少額ではあるけれども少しずつ返済していただくということで、示談を交わしたところでございます。

本人が年金受給者ですので、年金の交付月に少額ではありますけれども、四千円ずつ、本人が今、返済できる最大額ということで、四千円ずつの返済ということで示談を取り交わしているところでございます。

○岩重委員 わかりました。

ただ債務者が無職であるということで、今後仕事につく可能性があるのかないのかわかりませんが、車の保険等も恐らく何かしらあったんじゃないかなという気もします。逆に保険に入っていないなかった場合ってのはどうなのかということもあるんですけども。

この未収債権の取り立て方というのが、これでもう示談になったということなので少しでも返済する意思を示しているところ、一定程度の理解はするものなんですけれども、ただ、どうやって最後まで取り立てていくのか。最終的には取り立てができませんでした、ということと終わりそうな気がしたものですから。

この未収債権の取り立て方というのは今、全体的にどのような状況といますか、何かこう学習する機会というのがあるんでしょうか。

○日高会計課長 この霧島警察署の正面玄関の扉の件に限らず、未収債権につきましては、それぞれの警察署等が月一回など定期的に本人と連絡を取ったり、毎月の納付日に納付がない場合には、さらに督促等の連絡等をして納入を促しているところでございます。

○岩重委員 わかりました。

民間でいうと、やはりなかなかこの取り立てというのは、しっかりと厳しくしていかなくやいけないということで、例えばもう毎回毎回昼間にしか行ってなくていない所というのは夜に行くということがあるんですけども。

未収債権の取り立てについて、例えば昼だけでなく夜も行く、日付を変えて行く、十回行って一回もないのであれば、やはりそういったことを考えていく必要があると思うんですけども。

そういったところの意見交換や情報交換はどのようになっていますか。

○日高会計課長 基本的には未収債権の回収は、それぞれの警察署で行なっているというところも、警察署から毎月その状況等を本部に報告していただいている現状確認としております。

その中で効果的な方法等があれば、当然実施していくところなんですけれども、現在のところは電話等による督促というのが主な方法でありまして、なかなか面談ということはできていないような状況でございます。

○岩重委員 電話で督促して、しっかり返してくれている状況があるのであれば、それでいいかとは思いますが、今回のこの例にしまして、令和四年のもので、ここ二年間はしっかり返済されてらっしゃると思っておりますが、今後どうなっていくかわからないところもあります。

そして未収債権がどんどん溜まっていくというのも良くないのではないかと思いますが、ぜひ一つの部署内ではなくて、警の全体で、県内全体で、そういった情報の交換ができるような機会を持っていただきたいということが一つ。

そして未収のところだけでなく、様々なところで連携するべきことがあると思えますので、異動もあるかとは思いますが、やはり自分だけの情報やノウハウにせず、困ったことをお互いに相談して、例えば研修や勉強をしていける機会としたいと思っております。以上です。

○柳委員 昨今は全国的に見まして非常に重要犯罪が増えているのを感じるわけですが、ストーカー、そしてまたその結末が殺人というようなことが、本当に全国各地で起きていて、もういつがいつの事件だったかなんてわからないような状況になっているわけです。

本県においても令和六年度は重要犯罪が増えています。

令和六年中が百九十五件ということで増えています。

そしてまた、薬物事犯が、これも芸能界でもよく見られるように、相変わらずあるわけですが、本県においても令和六年が覚せい剤が二十七人、この押収量は令和五年から比べると約二倍というように、大麻も押収量が増えておりますよね。

こういった重要犯罪、そこにはまたストーカーやDV事案も挙げておりますけれども、ストーカーも新規相談件数が三百六十六件と令和四年、五年、六年と三百件、四百件がずっと続いております。

DVも新規が三百五件ということで増えておりますが、こういった犯罪情勢を見たときに、今の鹿児島県警の体制が十分に取れているのかなというところが非常に心配されるわけです。

県民の方々も日頃身近なところでこういった犯罪が増えていきますと、簡単にエレベーターにも乗れないなど、そういう状況が出てくると思うんですね。

安心安全な県民生活の実現ということを目指して鹿児島県警が一丸となって取り組んでおられると思うんですね、一般警察活動費、あるいは刑事警察費などというところの予算が、実際、予算としてはどうなのかなど。

令和四年、五年に比べて、令和六年度の予算がどうだったのか。これだけ重要犯罪が増えている中で、もっとこの部分に力を入れるべきではなかったかなというのがあると思うんですね、その辺についてご見解をお示しいただければと思います。

○日高会計課長 まず、警察活動につきましては、予算、これは確保すべきというのは当然でございますので、一般警察活動費及び刑事警察活動費ともに、その年度の犯罪情勢等に応じた必要な予算は確保できていると認識しております。

○柳委員 予算は足りているというようにしたことだったのかなと思うんですね

れども、重要犯罪を見ていると殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、不同意わいせつなど様々あるわけです。

この令和六年中の百九十五件というものが、資料に出てくる殺人、強盗、放火など、ここに書かれているものだけでも結構ですので、この百九十五件中、重要犯罪が何件認知されているのか、それを示したいかと思います。

検挙率を見ても令和四年が七八・三%、令和五年が六六・三%、そして令和六年が六七・二%ということなんです。

この数字を見て、予算も十分ですと、十分とは言いませんけれども、足りていますというような答弁をされたわけですが、果たしてそうなのかと、警察の定数もどうなのかなということも危惧されるわけですが、その定数も含めてご答弁いただけますか。

○日高会計課長 予算につきましては、一点説明させていただきます。

先ほど必要な予算については確保していると認識しておりますとお答えいたしましたけれども、当然その年度で予測できない事案等が発生することもありますので、当初予算において不足することが見込まれた場合は、財政当局と相談しながら必要に応じて補正予算で確保していくということも当然あります。

○谷口警務課長 定数のご質問ですけれども、令和七年三月三十一日現在の総数ということで育休・休職を含みますけれども、警察官条例定数が三千二十五人のところに二千九百五十六人となっております、充足率九七・四%となります。

当然このマイナスのところには退職者も含まれております。

○岩下刑事企画課長 委員ご質問の令和六年中の重要犯罪につきましては、委員ご指摘のとおり百九十五件でございます。

一方、検挙率については、六七・二%と表に示してあるとおりでございます、これに対して予算とはまた別に、捜査体制等について問題があるのではないかとのご指摘も含んでおられるものと判断してお答えしますが、県警察はこれまでも刑事部各所属において所轄と連携しながら、検挙に向けた様々な取組を行ってきたところであります。

とりわけ体制につきましては、県警全体の人事施策の中で県内の犯罪情勢や警察署を含む各所属の状況に応じて計画的に人事配置をして、最適化が図られてき

たものと承知しているところでございます。以上です。

○柳 委員 重要犯罪のうち、この資料に示されております殺人、強盗、放火などについての数もお示しくださいということで先ほどお伺いしたんですが、

少なくともここに書いてある重要犯罪の件数の百九十五件中は何件ぐらい認知されたのか教えてください。

○岩下刑事企画課長 委員のご質問については、総数ではなくそれぞれの罪種ごとの個別の認知件数ということでお答えしたいと思えます。

総数につきましては、委員ご指摘のとおり百九十五件でございます。まず罪種を説明しますと殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐・人身売買、不同意わいせつと内訳ができるわけなんですけれども、殺人から順に認知件数が殺人十二件、強盗十一件、放火十四件、不同意性交等五十六件、略取誘拐等九件、不同意わいせつ九十三件となっております。以上です。

○柳 委員 この重要犯罪と書かれて総数で示されているわけですが、総数ではこれらの重要犯罪それぞれの様子が見えてこないです。ですので、資料として出していただくときに、個別の重要犯罪の数字もあわせて示していただかないと、総数を示されてもなかなかその犯罪の背景というのもしわがかりにないかなと思いますので、今後はそこをお願いしたいと思います。

不同意わいせつも九十三件ということなんですが、昨今、非常にこういった犯罪が増えています。県民の中には、特に若い女性が生活する上で思ってもいない犯罪に巻き込まれる可能性があるわけですので、ぜひ、この令和六年度の決算状況を見て、やはり個別にストーリーカーなどの事案に対応できるように警察の体制をしっかり取っていただきたいと思うところでございます。

県民に対しても、鹿児島でもこれだけの犯罪があるということをもっと出していただければ、県民の中にも、もっと自分も気をつけなさいといけなさいという認識を持っていただけたらと思うんです。もっと生活、日々の活動においても、注意していただけたらいいなことに繋がるのかなと思いますので、こういった警察ができること、県民の暮らしの安心安全に繋がるような取組を各課で協議していただけて、対応をお願いしたいと思うところでございます。

薬物について、非常に覚せい剤等も増えてきているわけですが、これも、これは

入手経路がどういったものなのか教えていただけませんか。覚せい剤や大麻などですね。お願いします。

○前田組織犯罪対策課長 それぞれのようにして薬物関係を入手しているかということだと思えます。本県での入手方法としては、知人から入手、密売組織から入手、暴力団組員等から入手といった入手方法がありまして、またその手段としましては、密売人からインターネットを通じて直接入手、知人等からSNSを通じて、あるいは直接入手、そういった対応が見られているところであります。

また最近では乾燥大麻につきまして、密売人、知人等から直接、あるいはインターネット等を利用して入手している現状が見られるところでございます。

○柳 委員 インターネットを利用した、こういった犯罪が非常に増えているという状況があるかと思うんですけれども、令和五年度に比べて令和六年度が非常に増えている状況もあったもんですからお伺いしました。

こういった事犯は、今後も恐らく、そんなに減ることはないんじゃないかなと想定するので、警察においても、特別班を組んでいただいたりして対応を強化していただきたいと思うところでございます。

○大久保委員 成果調書の八ページ、交通事故抑止特別対策費に関連して伺います。

(六)の目標に、令和七年度までに交通事故死者数を四十三人以下、重症者数を四百人以下ということなんですけれども、この数字をはじかれた根拠と、これを令和七年度につなげていくための令和六年度の取組について伺いたいと思います。

○持留交通安全企画課長 令和七年度までに交通事故死者数四十三人以下、令和七年度までに重症者数四百人以下の目標につきましては、県で作成しております第十一次鹿児島県交通安全計画に基づいて、この目標値を設定しております。

これにつきましては、令和六年度について申し上げますと、死者数は五十三人でしたので、目標値を上回っておりますので不達成となります。

重症者数につきましては、三百九十一人ということで、達成したところであります。

○大久保委員 その数字を踏まえて令和七年度は目標達成に向けて、どのようにつなげていかれるかというところを伺います。

○持留交通企画課長 ご承知のとおり、令和六年度は高齢者が五十三人中、三十二人と非常に多いところであります。

特に令和六年中の交通事故状況を見ますと、歩行中の死者二十一人中、十五人の方が高齢者という状況で、前年比プラス七人です。

また、夜間歩行中の交通事故死者十四人全員が夜光反射材をつけていなかったということなんですけど、そのうち高齢者の方も九人いらっしゃいまして前年比プラス六人という数字であります。

そういったことから、令和七年度も高齢者事故を中心に対策を練っているところでありますけど、特に今年度は四月から、交通事故歴を有する高齢者に対する訪問指導を県内全署で実施しているところであります。

これにつきましては、訪問指導対象者を過去三年間に交通事故歴を有する七十五歳以上の高齢者の方の自宅を訪問して、対象者に応じた個々具体的な指導を実施することで、交通事故の再発を防止し、高齢運転者による交通事故の抑止を図っているところであります。

数値を申し上げますと、今年七月末現在、対象者四百九十五人に対して三百六十六人に訪問指導を実施している状況であります。以上であります。

○大久保委員 わかりました。

目標に向かってしっかりとした対策を取って、交通安全の向上に繋がる取組がなされることを期待申し上げます。

続きまして、成果調書の十一ページ、鹿屋警察署の件について伺います。

今、鹿屋警察署は、令和八年度完成を目指して工事を進めていらっしゃると思いますが、令和六年度は、令和八年度完成に向けて計画どおり進んだのか、状況を伺いたいと思います。

○日高会計課長 鹿屋警察署につきましては、令和四年度から令和九年度までの六か年計画で現在整備をしているところでございます。

これまでの整備状況等を含めて順次説明させていただきます。令和五年度について

は、立地設計と現在の庁舎等の解体設計。令和六年度につきましては、会議室等を解体した跡地に、令和六年度から令和八年度の三か年計画で新庁舎等を整備しているところであります。令和七年度から令和八年度の二か年計画で、車庫等の整備。令和八年度から令和九年度の二か年で、現庁舎等や車庫棟の解体。最後に令和九年度に駐車場等の外構整備を行って完了となる予定でございます。

現在の進捗状況でございますけれども、新しい庁舎六階建ての計画でございますけれども、本年九月末現在で、このうちの四階部分の配筋及びコンクリート打設工事を行っているところであります。それに伴う電気、給排水の工事等も行ってまいります。

進捗状況としましては、建築関係が三五・四％。電気関係が一工区と二工区を合わせまして一一・六％。衛生設備が八・一％、空調関係が一％となっております。ほぼ工程どおりに工事は進んでいるところでございます。

○大久保委員 工程どおりに工事が進んでいらっしゃるということなんですけど、令和七年、八年度に車庫等の工事も予定されているということなんですけども、この工事に支障がないような形での進み具合なのかどうか伺います。

○日高会計課長 工事につきましては、支障なく予定どおりということで認識しております。

○大久保委員 かなり今回も建坪が大きくなって、単なる狭いスペースが広がっただけじゃなくて、いろいろな機能等々の強化もされることになるかと期待しているところでございます。

地域の治安向上につながるような、しっかりした警察署が遅滞なく完成されることを期待申し上げます。次の質問に入ります。

成果調書の十二ページで、現在、非違事案プロジェクトチームを中心に再発防止策の推進を進められていらっしゃると思います。令和六年度に向けて様々な活動をされていると思います。

ここには各種講話についてのご紹介があるところですけれども、この講話の内容は、全職員で共有するように努めていらっしゃるのかどうか伺います。

○玉利監察課長 ただいま委員からご質問ございました。講話の関係でございますけれども、有識者の招聘につきましては、各有識者の方から許可をいただけた

ものにつきましては、県警内のポータルサイトに映像をアップしまして、全職員に配信するような体制を取っているところがございます。以上です。

○大久保委員 情報が共有できるところはWEB等を通じて共有できるようにされていてらっしゃるといふことなんです。効果ある話の中でそういう制約があるものについては、どのような形で組織全体に浸透するようにされているのか伺います。

○玉利監察課長 全職員への浸透というところがございますけれども、これにつきましては、それぞれの署でしっかりと聴講するようにというところもございませけれども、その後のアンケートなどで意見を調査するなどの形を取って意識調査等々をしているところがございます。

○大久保委員 警務部長が県下全警察署の巡回指導を実施されたということですが、そのような取組等々についての手応えなり効果なりというものは、二十七署を巡回された中で、どのように感じられたのか伺いたいと思います。

○安達警務部長 警務部長による巡回指導については、私が着任して二か月経ちましたが、私も実施しているところがございます。

現場に行つて、現場の声を聞き、現場職員に対して指示をするということ自体が、危機感の共有という意味では非常に意味があると思いますので、共有内容もさることながら、実際に現地に行つて指導することの大きな意味というのは、まさに幹部による危機感の共有ということが非常に大きな効果かなと考えるところでございます。

○大久保委員 それは今、手応えを感じながら進めていらっしゃると思えます。最後のところに効果としては、自覚を高める効果があったものと認められるとご紹介もあるところなんですけれども、それはいろいろな部分があったと思うんですが、例えば具体的に、この自覚を高める効果があったものと認められる状況についてお示しいただければと思います。例示で結構です。

○中島首席監察官 定観測的に、今年五月末から六月上旬にかけてまして、全職員に対するアンケートを実施しました。

そのアンケートの中で、非事故防止に対する自身の意識は高まったか、という質問に対して約八六％の職員がとても高まった、あるいはやや高まったというこ

とで回答しております。

こういった意味で、一定の意識改革は進んでいると考えているところであります。

○大久保委員 わかりました。

取組の部分について、やはり効果の端緒が、兆しが見られたということで、完璧な組織というのにはあり得ないわけですが、そこを指して、皆様方の取組が、今年度以降も続いていかれることを期待申し上げまして、質問を終わります。

○小川委員 審査説明資料の七ページで、成果調査が六ページになるんですけども、安心安全な県民生活の実現という県警の方針の中で、どこよりも安全で安心して暮らせる地域社会づくりという項目の中で、刑事警察費で緊急治安対策事業費というのが千三百七十万円組んでありますけれども、結構執行残はないんですけども、この中の犯罪情報の提供というグラフが出ておりますが、これのアクセス件数が前年、前々年に比べて、倍増、倍以上になっていたり、それから県警あんしんメールの回数が、これもまた倍増、倍以上になっているんですけども、これは何か特別なことをされて回数や件数が増えているのでしょうか。

○末廣生活安全企画課長 まず、地図犯罪・交通事故情報提供システムのアクセス件数が倍になったということでございますけれども、これは令和六年十一月から地域犯罪情報提供システムに交通事故情報を新たに入れたというところがございます。そういったものが反映されたものと考えております。

県警あんしんメールにつきましては、事案の発生状況に応じて配信しておりますし、また、登録会員数につきましても増加しており、県民の防犯意識が高まったものと考えているところがございます。以上です。

○小川委員 地図犯罪・交通事故情報提供システムというのは具体的にはどういう感じなんですか。リニューアルされた部分は。

○持留交通企画課長 先ほど生活安全企画課長からもありましたけど、去年の十一月から生活安全企画課の犯罪情報マップで交通事故の発生状況の地図を表示できるように運用を開始しております。

これにつきましては、交通事故の発生状況がわかる地図の表示だけでなく、事

故形態や発生時間などの印刷も可能であります。ですので、地域や学校、企業等でも、これを印刷して交通安全対策に活用することができるようになっております。

○小川委員 確かに交番、署からの地域の回覧版でも、このようなものが入ってきますね。

警察あんしんメールのような内容のものが回覧版でも回って来るんですけども、これは地域の住民の方たちの犯罪意識が高まったということだと明記もなさっていらっしゃるわけです。

今は、交通事故関係を主におっしゃっていますけれども、県警あんしんメールを見ると、いろいろな、何て言うんですかね、わいせつな行為の発生日や発生場所、どのような形態であったのか、それから犯人像など、具体的な、どのような声掛けを犯人が行なったのかなどが具体的に書かれているわけですよ。

この配信回数が令和四年度中が八百十七回、令和五年度中が七百二十四回であったのが、令和六年度中は一気に倍増以上の千六百四回ということは、このような事件、通報なども増えたということが背景にあると思われるんですよ。

○末廣生活安全企画課長 配信回数は令和四年度中が八百十七回、令和五年度中は七百二十四回で、令和六年度中は六百四回となっています。

○小川委員 ごめんなさい。六百四回で少ないわけですね。恐れ入りますが、いろいろな事件があつて、私が特に思いますのは、盗撮事件などがあつたら、やはり住民の人は気をつけたいので、本当は配信の中に入れて欲しかったんですよ。枕崎の盗撮事件は、この県警あんしんメールの中に入っていないので、決算で執行残もないぐらいに使い切っているわけですね、やはりしっかりとこのようなことも、くまなく県民の人に知らせるべきであつたんじゃないですか。

○末廣生活安全企画課長 県警あんしんメールの配信につきましては、発生状況に応じて配信いたしますので、発生状況に応じて変動するということですので、その状況、配信の発生がなかったと認識しているところですよ。

○小川委員 やはり、このように犯人が特定されるかもしれないなどと言って、特定されるような身長から何から、年齢層も、いろいろくまなく犯人像は書かれ

ているわけですから、特別にかばい立てして載せないというんじゃないかと、今後は、やはり全てを県警あんしんメールの中に記載していただきたいということ要望しておきます。

それから、防犯ボランティアの件ですけど、団体数などが、もろもろ減ってきているのはどういう背景があるんでしょうか。

○末廣生活安全企画課長 委員からございましたように、令和四年から団体数が減ってきております。これは、地域の防犯ボランティア団体の高齢化や、若い方が地域にいらっしゃらなくて、後継者不足といったところが背景にあるものと考えております。

○小川委員 どの分野も高齢化が進んでいるというようなことで、るる、いろいろご答弁いただくわけですけども、やはり後継者探しは、しっかりと頑張っていたいただきたいと思えます。

繰り返しておきますけども、県警あんしんメールは、さじ加減でなくて、令和六年度中のすべてが載っているわけですので、せっかく執行残が少ないのに、取りこぼしがあるということは残念ですので、その辺は気をつけてほしいということを要望いたしておきます。以上です。

○元山委員 審査説明資料の三ページ、歳入のところを伺います。

歳入で遺失物期満後収入が四千二百万円あります。結構大きい収入だなと思いますが、公告して三か月や、遺失物届けとの照合など、売却に至るまでの手続きの流れと公告をどのような形で行っているのかを伺います。

また、どのような遺失物が多くて、どのような物件が売却されたのか伺います。○日高会計課長 まず、遺失物の関係の手続き面をご説明させていただきます。通常、交番や駐在所、警察署等で落とし物の届け出を受けた場合は、その日から三か月間は警察署で保管し、公告等を行います。

公告等の方法としましては、重要物件等については、システムがございますので、そのシステム上で公告を行なっているとご説明させていただきます。遺失者の方も自分が落とした物が届いてないかを検索できるようにしております。

三か月間公告等を行なう間に引き取り等がなかった場合は、今度は拾得された方が権利を取得することになります。この引き取り期間が二か月間と限られて

おりますので、その二か月以内に引き取りに来なかった場合は県に帰属するという流れでございます。

拾得物につきましては、令和六年中でございますけれども、県内で落とし物として届け出があったものは約二十万六千件ございます。

その内訳としては、現金が約二億二千万円、物品として約十八万四千点となっております。

届け出内容ではカード類、財布、傘などが非常に多い物件でございます。携帯電話等も数が多くなっております。以上です。

○元山委員 四千二百万円の大きい収入があるんですけれど。

取引された物としては、今挙げられた傘などでそのような収入があるんですか。

○日高会計課長 四千二百万円の収入についてでございますけれども、現金で届いているものについては、引き取り手がいなかった場合は、そのまま現金として県の歳入になります。その分が約三千九百万円ございます。

物品につきましては、引き取り手がなかった物で、売れる、活用できる物品については、極力売却手続きをして県の歳入となるように努めているところで、商品の売却代金につきましては、約三百万円で合計四千二百万円というところでございます。

○元山委員 公告がシステム上で一般的にも皆さんに見られているということですが、周知されているものなんですか。

○日高会計課長 遺失届けがあった場合は一時的には警察でも、落とし物として届いていないかをその場で確認いたします。

その場で類似品や、全く同一品と思われる物が拾得で届いていれば、確認した後、間違いなければその場で返還できるということになっております。

それ以外で、その場で返還できなかった物や、遺失者がその場で解決できないというような物については、こちらでもそういうことを教示するようには努めております。

○元山委員 理解しました。

最後に、確認で伺います。

審査説明資料九ページの普通財産のところで建物譲与、日置警察署萩職員公舎

ですが、これは東市来町上市来ですか。

○日高会計課長 職員宿舎につきましては、吹上でございます。吹上の職員宿舎です。

○元山委員 日置警察署萩職員公舎日置市へ譲与の分も吹上ですか。

○日高会計課長 そのとおりです。(後ほど「日置警察署吹上職員宿舎と萩職員公舎となっておりますが、ここは両方とも萩職員公舎でございます。誤字でございます。」との訂正発言があります)

○いぬぶし委員 県警察運営概況の五ページです。

(十二)の一番下のサイバー犯罪等についてお伺いしたいと思います。

数字を見ますと、相談件数は減っているわけですが、一方で検挙件数は増加しております。これは全国的に増加傾向なんだろうと考えています。

まず、主なもので結構ですけれども、サイバー犯罪の具体的な内容、事案を教えてください。

○太良木サイバー犯罪対策課長 令和六年中のサイバー犯罪等に関する相談件数は、表にありますとおり三千六百六十九件で、前年比で二百四十八件減少しているところでございます。

委員がおっしゃった相談内容についてでございますけれど、主なものだけ申し上げますと詐欺・悪質商法等に関するもの、迷惑メール等に関するもの、不正アクセスに関するもの、名誉毀損・誹謗中傷・脅迫に関するものなんですけれども、特にこの詐欺・悪質商法等に関するものが最も多くて、三千六百六十九件のうち千六百四十三件で、相談件数全体の約三九%を占めている状況でございます。以上でございます。

○いぬぶし委員 わかりました。

相談内容が詐欺と悪質商法が三九%というご答弁でしたけれども、この検挙数百六十二件という数字も、約四〇%が詐欺と悪質通商法で検挙したという理解でよろしいですか。

○太良木サイバー犯罪対策課長 相談件数イコール認知件数ではございません

で、去年全体で検挙件数が百六十二件ということで、恐らく検挙数の割合が四〇%という数字ではないと理解していただければと思います。

○いぬぶし委員 何が多かったかを教えていただいていますか。

○太良木サイバー犯罪対策課長 委員ご指摘の検挙状況につきまして、ご説明申し上げますけれども、令和六年は最も多かったのが詐欺で、全百六十二件のうちの五十九件を占めております。

次に多かったのが犯罪収益移転防止法違反で三十件、次に多かったのが不正アクセス禁止法違反の順番になっているところがございます。以上でございます。

○いぬぶし委員 成果調書の六ページから七ページ、警察の機能強化事業の専門的捜査官の育成強化というところで、今、サイバー犯罪の関係でお伺いしたんですけれども七ページのウ、専門的捜査員の育成強化プランという中に、このサイバー関係の強化を図るための研修などが含まれてるのかどうかお伺いいたします。

○太良木サイバー犯罪対策課長 サイバー関係につきましては、専門的捜査員の育成強化プランの中で警察機能強化事業を行っているところがございます。

具体的には警察庁指定の広域技能指導官を招聘しての教養や、民間の事業者を招聘しての教養、あるいは大手セキュリティベンチャー企業が主催する研修会等に参加いたしましたして、職員個々のサイバー犯罪に対する知識・技能の向上を図っているところがございます。

○いぬぶし委員 よく理解できました。多様化・複雑化している犯罪ですので、ぜひ今後ともサイバー犯罪等の抑止にさらに努めていただければと思います。

○藤崎委員 審査説明資料十一ページ、(一)ク、給食業務委託契約解除の件です。

これは令和五年にありました、警察学校の給食委託、全国規模の会社のホーユの関係だと思えますが、これは他県にも債権者がいるようございますが、その辺との連絡を取っているのか確認させていただきます。

○日高会計課長 ただいまの学校給食の関係については、委員ご指摘のとおりでございます。

令和五年にあったものがございますが、この債権者につきましては、相手方の弁護士と連絡は取り合っておりますけれども、他県の個別の債権者との連絡等はしていないところがございます。

○藤崎委員 わかりました。

続きまして、これが令和五年にあった案件でございますが、年度途中で給食契約などが解除されますと大変波紋が大きい、影響が大きいと思いますが、令和六、七年度にこういう事案を起こさないようにするために、どのように契約時点において改善されたのか、お示しください。

○日高会計課長 令和六、七年度の契約につきましては、相手方の実績等を考慮して、聞き取り等を行った上で、このようなことが発生しないように進めているところでございます。

○藤崎委員 その前までの契約と同じ聞き取り方法なのか違う聞き取り方法なのか、追加書類が増えたのか、その辺は何がどう違うのか、お示しください。

○日高会計課長 申し訳ありませんけど、仕様書等の見直し等を行っているところがあるかと思えますけども、詳しい内容については現在持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただければと思います。

○藤崎委員 そこが重要ポイントかと思えますので、こういうことを二度と起こさないためにも、ぜひお示しいただきたいと思います。

次に(二)、未利用財産売却の件で、坂元町にあります警察学校跡地が売られたらでございますが、これは警察学校がなくなってから随分経ちますが、確かに半分売却されたのは覚えております。

これまでの間、売却のお話がなかったのか、それとも金額が折り合わなかったのか、お示しください。

○日高会計課長 警察学校の跡地につきましては、二か所ございまして、元々庁舎があった部分、グラウンド等含めたものについては、もう既に売却済みでございました。

今回売却したのは、その通路の部分なんですけども、前回売却したところから購入した業者が新たに宅地開発するというところで、今回そこを通路として使うということ、売却の要望がありまして、売却したところでございます。

それまで通路の部分につきましては、特に売却等の相談はなかったところでございます。

○藤崎委員 以前売却したところは、確かまだ再開発等がなされていないなかった記

憶がございますが、今度の売却に伴って、そこは確実に宅地開発含めて進むという明言があったんででしょうか。

○日高会計課長 今回購入した業者が、そこを宅地として開発するということが聞いております。

○藤崎委員 続きまして八ページ、永吉待機宿舍の財産の所管換えが入っております。

ここは現に土地だけなのか、建物が確か二棟ある状態かと思いますが、その状態で財産活用対策室に所管換えしたのか確認させていただきます。

○日高会計課長 建物が二棟ございます。

ここについては、ほかに県の宿舍の建物も一緒にあるものですから、警察が管理している二棟を県の財産活用対策室に渡しまして、県で、その後の対応をするということになっているところでございます。

○藤崎委員 わかりました。

昨年度、近隣地区においてマンションを建てたいということで、工事現場の現場事務所を作りたいから、少しだけ貸してください、有償でも構いませんというお話がございましたが、なかなかこの移管作業の真つ最中ということで、貸すことができないという話があつて、実現しなかったわけですが、一方では、やはり歳入を確保しなきゃならん部分もありますので、こういった途中経過の状態であっても、できれば上手に連携を取っていただいて、歳入確保につながるお話は前に進めるべきだと思いますが、その辺については今後はどうでしょうか。

○日高会計課長 委員のご指摘のとおり、歳入確保方策につきましては、可能な限り努めているところであります。

永吉宿舍につきましては、少々事情がありまして、貸すことできなかったというのもございますけれども、それ以外にも、現在吉野交番横に元養護学校跡地等ございませけれども、そこにつきましては、現在、空き部分につきまして、各企業から建築会社等から現場事務所で使いたい、駐車場で使いたいなどというご要望がありまして、可能な限り応えた上で、歳入確保に努めているところでございます。

できる範囲で今後も歳入確保方策は取っていきたくと考えております。

○藤崎委員 すべての件について、承知いたしました。

最後に、決算特別委員会への書類の提示の仕方でございますけれども、審査説明資料と主要施策の成果に関する調書という二つの書類が提示されておりますが、主要施策の成果に関する調書の目次項目を見ますと、五番と六番ということで、知事部局が出している鹿児島県未来創造ビジョンに合致するところだけを抜き出して、財源内訳等を示しております。

審査説明資料で出されている予算の全体像と、調書は限られたごく一部だけしか示されていない資料ということになっているわけでございまして、なかなか、審査説明資料で出てくる同じ項目の事業名、例えば、交通指導取締費を審査説明資料で見ますと全体像が見えるんですが、調書で見ますとそこから、未来創造ビジョンに合致するところだけを抜き出して税源内訳等も書いてございますので、非常に全体像が示されていない調書となっております。

例えば、審査説明資料の中で公安委員会費という項目があつたりします。知事部局の決算資料を見ますと、例えば公安委員会費七百八十五万円、支出が七百四十九万円とあつて、何人の委員が年に何回集まって会議を開いたぐらいの、ごく簡単な説明がっております。

それに比べると警察本部の調書は、抜き出した項目、ごく絞られた項目だけのことが書いてあつて、全体像がなかなか見えない調書のつくりになっておりますので、これは少し改善すべきなんじゃないかなと思います。

これ全体のことでですので、どなたがお答えですかね。来年度に向けた資料の作り方です。

○安達警務部長 委員のご指摘を踏まえまして、今後の資料につきましては工夫してまいりたいと思います。

○藤崎委員 前年度踏襲で作ってきた結果かと思えますけれども、なかなか全体像がとらえにくい調書となっておりますので、ぜひ来年度に向けまして、ご改善いただきたいと思います。

私は監査委員を経験しているので、すべての課のすべてのことを一回全部洗いざらい見たことがございますが、そこまでせいとは言いませんので、ある程度、年間の活動成果がわかるようなものに作り替えてくださるよう改善をお願いして終わります。

○森委員 二点、端的に聞きたいと思えます。

成果に関する調査六ページ、両方とも六ページです。

予算の内容として、警察の機能強化事業費の中で、先ほども少し出しましたけども、平成三十年十一月から鹿児島県警の機能強化実施の四つのプランを行なってきましたというところで、特に上の二つのアとイに関しては、今、鹿児島県警が進めている内部の改革、特に若手の声や女性の方々の視点を、というのは非常に重要な位置に置かれていると思うんですが、私から見ると、残念ながら施策の実施による成果というところに若手警察官の早期育成についてはこういうことを行った、強化に努めたということで、だから何なのっていうことが書いていないんですよ。

平成三十年からなので、もう何年も行なっていると思うんですよ。

女性の視点のところもそうです。こういったことによって環境の構築に努めた結果、何なのかってことが何も書かれていないんですね。

ここが非常に重要かと思うんです。成果というのは結果と違って、これをしたことによって、よくなしえたものをここに書かなきゃいけないと思うんですけど、他のところも全部そうなんですが、私は今県警がやろうとしていることで特に重要なポイントだと思うので、あえて聞かせていただくんですが、この成果の書き方について所見を述べていただけないでしょうか。

○谷口警務課長 成果につきましては、委員のおっしゃるとおりでございます。

例えば若手の育成につきましては、アンケートを実施するなどしております、本教育制度の効果が上がったと思うかという質問に対しては、所管幹部の約六割若手対象者の八割が実務能力が向上しているという回答をしております。

女性に関しては、育児休暇の取得が増えたり男性の育児休暇の取得率も増えたりなどということがございます。

ただ、委員のおっしゃるとおり、なかなか説明が少ないかと、足りないかと思えますので、今後検討してまいりたいと考えております。

○森委員 足りないというより、書いている視点というか観点が違うんじゃないか、ということの質問でしたので、これは要望にいたしますけども、先ほどあった調査全体の中で、県警が今変わろうとしていることを、よりよく言葉にするっ

ていうことが大事なのかなと思えますので、それはきつちりしていただくように要望いたします。

最後一点、調査の十二ページ、昨年度は県警の改革推進事業の中で補正予算がついて、ここにある講話等をしつかりと行なっていたかと思うんですが、特に十一月に社会保険労務士会の会長に来ていただいて、講話していただいたんですが、これは恐らく一時間で済ませちゃったと思うんですけど、これは県警側の都合で一時間にまとめてくれてお願したのか、相手側の都合で一時間の中で非常に重要な内容をやらざるを得ないということだったのか、その辺りを教えていただけないでしょうか。

○中島首席監察官 この再発防止対策の中で、各種講話をお願いしているわけなんですけども、講話の依頼の際には、講師の方の日時、講話の内容に対する所要時間を聞き取りまして、警察本部の行事等も勘案した上で時間を調整して行なっております。

こちらがもう必ず一時間にしてくださいということ、時間を区切っております。

ただ、大まかな流れとして、午後からの時間を取っていただけますか、などという日程調整をしております。また、講話の内容について、講師の先生方がこれぐらいは必要なんだよということがあれば、それは柔軟に対応しているところでもあります。

○森委員 私はいろいろな方とお話をする中で、とにかくこの講話を十一月にスタートして、改革を進めていこうということを県警が示して下さって、もうやりました、ということをつくることは、当時は非常に重大だったと思います。

ただ、先ほどあったように、改革していく中で、全職員を対象に行なっていくときに、内容を知っている方からは、内容的には一時間では到底足りないとお聞きしました。

そうであるならば、この十一月に行われたものから一年経ちます。恐らく足りない部分があると思います。

実は県議会でも、いろいろな男女共同参画などについて、我々は勉強会として一時間でお願することはあるんですけども、やはり足りないんですよ。

私が講習に行つて三日四日かけて聞いてきた話を一時間にまとめるというのは、重要ところが抜けてしまふ、勘違いしてしまうこともありまふ。

しかし、それ以上にみんながそれに触れることによつて、しっかりと前進していけるというプラスの要素も多いので、やる意味は多くあると思ふんです。

特にこのハラスメント防止や働きやすい環境というのは、私は恐らくこの一回だけでは足りていないと思うので、今すぐには言いませんけれども、今後の県警の改革の長いスパンにおいて、こういった足りなかつたであろう部分があるのであれば、二回目を行なう、時間をしっかりと持つ、皆さんに配信できるようなものをつつかり撮るなどといったことの工夫が必要だと考えまふ。

それが予算の有効活用につながつてくると思ふんですが、ぜひ所見をいただけないでしょうか。

**○中島首席監察官** 委員ご指摘のとおり、一つのテーマに対しまして、おひとりの講師、あるいは一回だけの講話ということでは十分な教養効果が得られるとは考へておりませんので、一つのテーマに対しまして、いろいろな方々、講師がいらつしやいますので、講師を替へる、あるいはまた回数を重ねることによつて、その教養の深みといいますか、また認識の度合いを上げるといふようなことに、視点を置きました取組を今後進めてまいりたいと考へております。

**○森委員** これを何のためにやつているかと考へたときに、当然予算がかかることもあると思ひますが、足りない部分をはつきり言つていただきたいということも、この一年間にいろいろな場が出てきたと思ひまふ。

ただお金をかければよいというものではないと思ひまふけれども、今後必要なものに対ししては、皆さんが県民の皆さんからの信頼をしっかりと回復する、そしてそれを大きくしていくために必要なことというものは、これからも、県警自体の中でしっかりと考へて実施して、そして書面にも示して、そういった体制をより強化していただきたいことを要望して終わります。

**○木下交通規制課長** 本日の答弁について、訂正と説明をさせていただきます。

一点目が、田之上委員からご質問がございました、横断歩道の保守の関係でございますけれども、本年度は二千二百か所を目途として取り組んでいると申しました。

このとおりなんですけど、これは単年度ではなく、本年度を初年度とする五か年計画で取り組んでおりますので、追加説明をさせていただきます。

二点目につきましては、田畑委員からご質問がありました、信号機の関係でございます。

都城志布志道路の延伸に伴い新設がありますということをご説明しました道路の関係で、私が自専道と一般道路が交わる場所に新設したと申し上げましたが、自専道の先になりますので、一般道路と既設道路が交わる場所の設置となりますので訂正させていただきます。以上でございます。

**○日高会計課長** 二点訂正と補足をさせていただきます。

まず、元山委員から質問のありました、説明資料九ページの宿舍の関係です。日置警察署吹上職員宿舍と萩職員公舎となっておりますが、ここは両方とも萩職員公舎でございます。誤字でございます。申し訳ありませんでした。

それから、藤崎委員から要望のありました審査説明資料と主要施策の成果に関する調査につきましては、これは決算調査、審査説明資料につきましては、議会事業であるものを計上しているところでございます。

主要施策の成果に関する調査につきましては、主要施策等を掲載していることから、若干見にくいというご意見ございましたので、これにつきましては、県の担当部署と協議しながら適正な記載方法等について進めていきたいと思ひまふ。以上です。

**○藤崎委員** 若干見にくいとは言つておらず、項目が足りないと思ひ上げております。

**○日高会計課長** その点も含めまして、記載方法を協議して改善に努めたいと思ひまふ。

**○永井委員** 他に質疑ありませんか。

他にないようですので、これで警察本部の審査を終わります。執行部の皆さんは退席されて結構です。

ここで昼食等のため、暫時休憩します。再開は一時十五分いたします。

午後零時 六分散会